

勤務条件に関する措置の要求に関する細則を廃止する細則をここに公布する。

令和3年8月27日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会細則第1号

勤務条件に関する措置の要求に関する細則を廃止する細則

勤務条件に関する措置の要求に関する細則（昭和27年香川県人事委員会細則第1号）は、廃止する。

附 則

この細則は、令和3年9月1日から施行する。